

知多北部広域連合職員の給与に関する条例

(平成11年6月1日 条例第7号)

改正 平成28年2月26日 条例第2号

改正 令和2年2月20日 条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、一般職の職員（同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。以下「職員」という。）の給与について定めるものとする。

(給与)

第2条 職員の給与については、東海市の職員の例による。

附 則

この条例は、平成11年6月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第2号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年条例第2号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。